

第二十七号議案

例 江戸川区教育施設及び区民施設等改築基金条例の一部を改正する条

右の議案を提出する。

平成二十八年二月十九日

提出者

江戸川区長

多

田

正

見

江戸川区教育施設及び区民施設等改築基金条例の一部を改正する条例
江戸川区教育施設及び区民施設等改築基金条例（平成十七年三月江戸川区条例
第三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

江戸川区教育施設整備基金条例

第一条中「、区民施設及び庁舎等の改築資金」を「の整備資金」に、「江戸川
区教育施設及び区民施設等改築基金」を「江戸川区教育施設整備基金」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

将来世代への負担軽減のために積立を行うに当たり、よりわかりやすいものと
するため、目的及び用途を再編し、基金の名称を変更するほか、規定を整備する
必要があるので、本案を提出いたします。